

公益社団法人日本薬学会論文投稿規程

(公益社団法人として) 2012年4月1日施行

本規程は、公益社団法人日本薬学会(以下、本学会という)の会誌「薬剤学」に投稿される論文に適用される。ただし、編集委員会から依頼された原稿については、その限りでない。

1 投稿者の資格

投稿原稿の著者(連名の場合は1名以上)は、本学会会員でなければならない。

2 著作権

掲載された論文の著作権は、本学会に属する。

3 論文

投稿論文は薬剤学・製剤学に関するもので、基礎研究から臨床応用までの広範な分野における実験科学及び調査研究の手法による論文を含む。

投稿論文の内容は、結果の一部を過去に学術雑誌等(国の内外を問わず)で公表したり、現在他誌に投稿中、または将来投稿予定でないものに限る。

用語は英語および日本語とする。

3.1 論文種別

投稿できる論文は、一般論文、ノート、速報の3種であり、著者は投稿原稿にそのいずれかを明記しなければならない。

3.1.1 一般論文 (Regular Article)

独創的研究によって得られた有意義な新知見を含む論文であることを必要とする。

3.1.2 ノート (Note)

断片的な研究であっても、新しい事実や価値あるデータを含む論文。原則として、刷り上り3ページ以内。ただし、投稿論文審査委員会が認めた場合は、この限りではない。

3.1.3 速報 (Communication to the Editor)

重要な新知見を詳細な論文として発表する以前に、それを承認させるのに十分な根拠を含む概要としたもので、なるべく早く掲載されることを必要とするもの。速報の詳細は、後日一般論文として投稿できる。

原則として、刷り上り2ページ以内。ただし、投稿論文審査委員会が認めた場

合は、この限りではない。

4 ヒトや動物を対象とした論文について

4.1 人体並びにヒト組織を対象とした論文は「ヘルシンキ宣言」の倫理基準に従い、論文中には、研究を遂行するにあたって、順守した指針(臨床研究に関する倫理指針、疫学研究に関する倫理指針、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針など)を明記すること。

4.2 動物を用いた研究は、研究が行われた地域の定める諸法令を遵守して遂行されたものでなければならない。

5 審査

5.1 投稿論文は、原則として2名以上の審査員の評価に基づき、投稿論文審査委員会が採否を決定する。

5.2 論文の改訂を求められた際には、修正依頼日から2ヵ月以内に再提出すること。2ヶ月以上を経過して再提出された場合には、新規投稿受付として取り扱われることがある。

6 投稿手続

投稿に際しては、郵送及びメール送付を受け付ける。メール送付の場合、本文、図、表のそれぞれをPDFファイルとして投稿論文審査委員長にメール添付書類として送付する。また、郵送の場合は、下記に従い投稿論文審査委員長宛に送付する。

(1) 原稿3部(うち2部は明瞭に複写されたものでもよい。写真を含む場合には、副の1部にも写真を用いること)。封筒の表に「投稿原稿」と朱書すること。

(2) 速報の場合は、理由書3部(うち2部は複写でもよい)を揃えて、原稿とともに送付すること。

(3) 論文送付先

投稿論文審査委員長

昭和薬科大学 薬剤学研究室 藤井まき子
〒194-8543 町田市東玉川学園 3-3165

Email: fujii@ac.shoyaku.ac.jp

Phone: 042-721-1556

Fax : 042-723-3585

7 原稿様式

原稿はA4判白地用紙に上下左右3cmの余白をとり、フォントサイズは10.5ポイントを

使用して行間 1.5 で作成すること。

7.1 第 1 ページ

論文表題、著者名（フルネーム）、所属機関及び住所について和英併記で記載すること。但し、和英併記できない場合は、英語表記のみで良い。連絡著者はその名前の右肩にアスタリスク(*)を付し、電話番号、Fax 番号、Email アドレスを記載する。

7.2 第 2 ページ

英文サマリー（250 語以内）及び 3～6 個のキーワード（Keyword：英語）を記載する。ただし、学名は命名者名を削除してそのまま用いるものとする。

7.3 第 3 ページ以降

本文、謝辞、引用文献の順に英語または、日本語（当用漢字と現代かなづかい）で記載する。本文は、緒言（Introduction）、理論・目的（Theoretical）、実験の部（Experimental）、結果（Results）、考察（Discussion）を含む（各項目を適当に統合、省略してもよい）。

7.4 図・表について

図及び表は英語表記。

図はそのまま印刷に使用できるように作成すること。図のタイトル及び説明は別紙にまとめ、番号順に記載すること。

7.5 写真について

原則として白黒とする。カラーの場合は印刷実費を支払わなければならない。

7.6 引用文献

引用文献は、雑誌掲載論文、書籍、単行本、特許等とする。出現順に通し番号を付け、文中右肩に右片カッコ付きのアラビア数字で示し、番号順に並べて References として論文末尾に一覧表示する。雑誌名の略称は Chem., Abstr. に準じる。論文については全著者名、論文題名、雑誌名、巻数、ページ数、発行年の順に記載する。書籍・単行本については著（編）者名、書名、版数、発行所、発行地、発行年、ページ数を記載する。特許については、発明者、発明の名称、公開番号を記載する。

記載例

- 1) Y. Sadzuka, A. Nakade, T. Tsuruda, T. Sonobe, Study on the characterization of mixed polyethyleneglycol modified liposomes containing doxorubicin, J. Control.

Release, 91, 271-280 (2003).

- 2) 丹羽敏幸, 岡村信佑, 檀上和美, 亜臨界面を利用した脂溶性及び難水溶性薬物キャリアとしての O/W 型マイクロエマルジョンの調製, 薬剤学, 70, 74-81 (2010).
- 3) D. J. Mclemets, Food Emulsions: Principles, Practice, and Techniques, CRC Press, Boca Raton, Florida, 1998, pp.121-135.
- 4) 菊池寛, “新 ドラッグデリバリーシステム”, 永井恒司監修, シーエムシー, 東京, 2000, pp 144-154.
- 5) K. Kogure, M. Yamamoto, H. Harashima, Composition for iontophoresis for through hair. International Patent WO/2008/ 053983
- 6) 今井輝子, Caco-2 細胞を用いたエステル含有化合物の消化管吸収性の予測方法, 特許公開 2006-304619.

8 特別掲載論文としての取扱い

投稿論文が多数のため、掲載が遅延しているときに、投稿者が至急誌上発表を希望する場合は、特別掲載論文としての取扱いを文書で申し込むことができる。申込みのあった論文は審査終了後ただちに掲載され得るが、これには、特別の取扱いが必要になるので、印刷実費を支払わなければならない。

9 最終論文ファイルの提出

論文その他が受理になった場合、最終論文のオリジナルファイルを編集部に送付すること。テキスト及び表は Microsoft Word 6.0 以降のバージョンで作成すること。図、写真等は以下のフォーマットで作成すること。PDF, TIFF, EPS, PSD, AI, JPEG, GIF, PNG, Windows Bitmap 及び Microsoft PowerPoint.

10 著者校正

著者校正を 1 回行う。著者校正の際、誤植以外の追加や書き改めは原則として認められないが、投稿論文審査委員会が認めた場合は、この限りではない。ただし、それによって本会が被る損害の補償が投稿者に請求されることがある。校正の返送が指定された期日に遅れた場合は、編集部の校正だけで校了とすることがある。

11 著作権譲渡書

著者は著者校正の結果を送付する際に、別添の著作権譲渡書に必要事項を記入の上、署名して送付しなければならない。

12 別刷

掲載論文の別刷を希望する場合は、著者校正の際に、その部数を申し込まなければならない。

13 雑誌に掲載後の正誤訂正

論文出版後著者が正誤訂正を行いたいときは、雑誌発行後1ヵ月以内に、投稿論文審査委員長に通知すれば次号に掲載する正誤表に挿入する。但し、誤植以外の場合には印刷実費が投稿者に請求されることがある。

14 投稿料、図版料、別刷料金

投稿者は、掲載論文に対して、以下に定める料金のうち該当するものを、本学会事務局の請求に応じて支払うこと。

一般論文、ノート

刷り上り1ページにつき1,500円

速報

刷り上り1ページにつき2,400円

写真・図表

刷り上り50cm²程度まで1,700円

別刷

1部につき70円(50部を最小単位とする)

PDF 3,500円(1配信のみ)

特別掲載の場合は上記に加えて

印刷実費(1ページにつき) 5,600円

手数料 2,000円

(税別)

付則

本規程の改廃は、投稿論文審査委員会の決議によって行う。

社団法人日本薬剤学会及び任意団体日本薬剤学会における改訂の履歴は次のとおり。

1987年2月1日制定・実施

1990年9月24日一部改訂

1992年9月23日一部改訂

1997年3月26日一部改訂

1998年3月24日一部改訂

2003年4月5日一部改訂

2003年11月6日一部改訂

2007年11月6日一部改訂

2011年5月28日一部改訂